

# 福岡県公報

平成23年5月11日  
第3252号

## 目次

### 告示(第822号-第837号)

○土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	1
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	3
○保安林の所在場所等	(森林保全課)	3
○保安林の所在場所等	(森林保全課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○特定非営利法人活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利法人活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
○解除予定保安林の所在場所等	(森林保全課)	6
海区漁業調整委員会		
○養殖用マダイ種苗の採捕制限について	(漁業管理課)	6

## 告示

福岡県告示第822号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
西吉富西部土地改良区	平成23年4月25日

### 福岡県告示823号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字筑紫696番1、726番1、726番5、730番、725番1の一部及び地域内にある道路である市有地の全部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫野市大字筑紫722番地1  
花田 正月

### 福岡県告示第824号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

県営土地改良事業の工事の完了(平成23年4月福岡県告示第696号)は取り消す。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
暗渠排水事業(大城地区)	平成19年3月1日

**福岡県告示第825号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
田川郡添田町大字津野字丸瀨山5190の1、5198の1、5199の1、字久仏5191、5196の1、字平山5193、字堂ノ上6748、6751、6752、字道久保6753の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第826号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
豊前市大字篠瀬308の2、335の2、389の27
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第827号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
築上郡築上町大字本庄712の2、738

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第828号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林予定森林の所在場所

豊前市大字畑2452

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第829号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字鏡山字向山1872の1から1872の5まで、1922の5、1871の1・1872の6・1923（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字サヤガ谷1874、1875の1、1875の2、1875の4、1873（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

公衆の保健

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第830号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林の所在場所

糟屋郡宇美町大字炭焼字原田谷山283の4

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡篠栗町大字篠栗字御田原1535の1、字天狗岩1924の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示832号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市寺福童字西町口908番1及び908番29

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市高平2丁目14番53号

株式会社 川崎ハウジング

代表取締役 若林 和彦

#### 福岡県告示833号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市平田台4丁目43番1から43番5まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市春日2-139

白水 清一郎

#### 福岡県告示834号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字伊田2412番13、2414番4から2414番8まで、2415番4、2418番2、2418番6から2418番10まで、2420番3から2420番5まで、2420番8から2420番17まで、2422番1、2422番3、2422番14から2422番17まで、2426番1、2426番4、2426番7、2426番13から2426番20まで、2427番1、2427番3から2427番7まで、2431番1、2431番4、2431番5、2433番1、2433番2、2443番2、2536番1、2536番5、2536番7、2537番1、2537番5、2537番6、2537番8、2538番1、2538番3、2538番4、2538番6、2539番1、2540番1、2541番1、2541番4、2541番6、2541番9、2542番6、2544番7、2544番9、2549番22、2550番26及び2550番27

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川市中央町1番1号  
田川市長  
伊藤 信勝

---

**福岡県告示第835号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年4月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人日本リンパドレナージスト協会

## (2) 代表者の氏名

田中 富貴恵

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区光貞台1丁目6番27号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、がん術後後遺症および原発性に発症するリンパ浮腫患者に複合的治療の普及とその医療従事者の教育事業を行い、その過程において医療・福祉の増進とリンパドレナージュ修得者として医療・福祉分野における貢献及び社会教育の推進に寄与すること、また、一般市民を対象にリンパドレナージュ（体内浄化と免疫力を高める手技）を普及・啓発するための活動を行い、各市民がその手技をセルフケアとして自身の健康（予防医学）と美容（アンチエイジング）に役立てるよう普及させていくことを目的とする。

---

**福岡県告示第836号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成23年4月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

NPO法人環境リスク支援協会

## (2) 代表者の氏名

神野 健二

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番19番

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、土壌・地下水汚染、アスベスト、廃棄物、または地球温暖化などの環境リスクと関わる個人・企業・行政機関などに対して、専門的かつ客観的な知見で環境リスクの見える化を支援するとともに、環境リスクコミュニケーションおよび環境デューデリジェンスに関する事業を行い、環境リスクに関する意識向上および

び環境保全などに寄与することを目的とする。

### 福岡県告示第837号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成23年5月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所  
福岡市西区大字西浦字ヒシケ640の23
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 海区漁業調整委員会

### 筑前海区漁業調整委員会指示第147号

筑前海区海面における養殖用マダイ種苗採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成23年5月11日

筑前海区漁業調整委員会会長 竹 井 紀 一

- 1 採捕の制限  
全長11センチメートル以下のマダイは、養殖用種苗として採捕してはならない。  
ただし、平成23年7月16日から同年7月31日までの期間において、きす1そうごち網漁業又は手びきごち網漁業により採捕する場合はこの限りでない。
- 2 指示の有効期間  
平成23年6月1日から平成24年5月31日まで。